OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞政治的難民救済 ： 人道主義と権利の間で
Author(s)	ルポール, アニセ; 島岡, まな
Citation	阪大法学. 2004, 53(6), p. 237-252
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55247
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

翻訳

政治的難民救済

――人道主義と権利の間で(1)――

アニセ・ルポール
島岡まな／訳

一　はじめに

本稿は、フランス共和国文化使節として二〇〇三年一一月に来日したアニセ・ルポール氏が、一一月二五日に大阪大学大学院法学研究科主催の講演会において表題のタイトルで行った講演内容を、当日通訳を務めた筆者が和訳したものである。アニセ・ルポール氏は、一九八〇年代初頭の旧ミッテラン政権で行政改革及び公務担当大臣を務めた後、現在コンセイユ・デタ（国務院＝以下、同様）に所属し、難民請願委員会部会長を務め、「市民権」に関するクセジュ新書(2)のほか、多数の著書もある。また、本稿のテーマである難民救済に関する著書も準備中とのことであり、フランスにおける本問題の第一人者である同氏が大阪大学で講演を行ったことを大変光栄であると喜ぶと

（阪大法学）53（6-237）1625〔2004.3〕

ともに、その内容を広く大学内外の読者に伝えるために、同氏の了解の下に、フランス語の講演原稿を『Osaka University Law Review』[3]に、その和訳を本誌に掲載することとした。筆者の専門は刑法で、表題のテーマは専門外であるため、訳語や内容に誤解がある場合は、ご指摘いただければ幸いである。なお、読者の便宜を考慮して、オリジナル原稿にはない一部の章立てを追加したことも、お断りしておく。

二　講演内容

㈠　序　論

去る一〇月二〇日、イタリアのランペデュサ島南部で発見されたボートには、ソマリア出身の非合法難民のうち、一五人の生存者と一三遺体が乗っており、七〇人の人間が命を落としたと推測される。また、バルカン半島の民族大虐殺を逃れてやってきた後、大部分が故郷に戻っていった何十万人という人々も記憶に新しい。さらに、海上の難民であふれたノルウェーの貨物船と彼らの受け入れを拒否したオーストラリア政府の記憶や、極左のイタリア人革命家が二〇年来フランスに合法的に滞在してきたにもかかわらず、裁判するためのイタリア政府の要求により彼らに委ねられた記憶もまたしかりである。

マスコミに大きく取り上げられたこれらの事例の背後に、難民救済権の問題がある。毎年何万人もの外国人が、フランスに政治的難民救済を要求する。五人に一人以下がそれを獲得する。その他の人々は、こっそりと滞在する流浪の運命をたどる。というのも、彼らのうちのほんの少しの割合の人々のみが、実際に国境にまで送り届けられるからである。それゆえ、このシステムは、難民よりも密航者を多く作り出している。関連法規は定期的に改正され、正確な認識が心を乱す。われわれは、これらの外国人の到来と外国人を嫌う傾向の増大との関係について、自

問する。難民救済権に関するフランス法は、不十分なものなのか、それとも極端に有利なものなのだろうか?民主主義のグローバリゼーション（世界化）の編成における難民の流出を、どのように説明するのだろうか?正しい解決方法は、ナイーヴさ（世間知らずの無邪気さ）と処罰の間に位置するのだろうか?

難民救済問題の大きさを測るために、おそらく視野を拡大する必要があるだろう。まずあらかじめ、政治的難民の問題と、経済的動機、社会的動機、文化的動機等その他のあらゆる動機を持ちうる移住民流出の問題とを区別することが適当である。これらの問題はしばしば混同されるため、移民政策から難民救済権政策を区別することは、可能な限り何度も繰り返されることとなる。国連難民高等弁務官は、世界で難民救済権を求めて移動する難民を二〇〇〇万人と見積もっており、さらにこれに三八〇万人のパレスティナ難民を追加する必要がある。このうち、この問題に関する基本法である一九五一年七月二八日に署名されたジュネーヴ条約に規定された厳格な意味での「難民」は、一二〇〇万人に留まっている。この数値は、数年来安定している。

彼らは、どんな人々だろうか?（二〇〇二年初頭には四〇〇万人、現在では大分減少した）アフガニスタン人、ブルンジ人、イラク人、ベトナム人、ボスニア人及び多くアフリカ諸国の人々がいる。それぞれの国で何万人かが数えられるが、実数は、彼らの母国情勢によって様々である。彼らはどこにいるのだろうか? アジアに五八〇万人（四八%）、アフリカ（二五%）、ヨーロッパ（一九%）、北アメリカ（五%）にいる。先進国が開発途上国の難民に飲み込まれるという考えは、難民救済権に関しては、このように否定される。フランスは、約一三万二千人の難民（そのうち三万人は家族である）を受け入れている。それは、世界の地理に占めるフランスの割合に近い、難民全体の一%強である。

主としてフランスの難民救済権という視点に立ち、第一に、それは何において例外的権利と見られるべきかを語

ろう（二）。次に、それがどのように認められているかを特徴づけようと思うが、それがそもそも曖昧な認識なのである（三）。最後に、現実に焦点を合わせようと思うが、難民救済権は、主権や市民権という観念を覆すグローバリゼーションの文脈の中で、社会の大きな争点（賭け）として考えられよう（四）。

(二) 例外的権利

難民救済権を例外的権利であると特徴付けることを許すのは、まさに難民救済権の歴史である。それは、不均衡な多くのカテゴリーの認識を生ぜしめる。そこで、難民という地位の確実性について、簡単に確認しておこう。

1　歴史

難民救済権、特にその実践は、歴史を持っている。難民救済という概念は、社会の政治哲学と密接に関連している。難民救済の起源は、太古にまでさかのぼる。紀元前数世紀、エジプトのファラオ（国王）は、神官（聖職者）に対して彼らの寺院とそこに生きる人々を救済することに同意した。ギリシャ人は、寺院、市外のいくつかの地域、君主の宮殿を、略奪被害から安全な場所として保護した。ローマの伝統において、難民救済は一層、法律の追求された完璧さという観点からは欄外に規定された権利として現れた。ヘブライ人の間では、難民救済は同罪刑法に結びついており、たとえば過失致死罪の場合において用いられた。キリスト教の難民救済は、教会とその付属領地において適用され、世俗権力との間で議論を呼ぶ様々な内容を持っており、次第に減少していった。

時代が何世紀も下り、迫害の危険から逃れる人に与えられる救済として仮に定義することができる難民救済権は、二重の展開を示した。一方で、場所の聖域化（フランスでは、身分証明書を持たない人々による教会の占拠がしばしば行われたことも、古い実務のかすかな記憶である）から人の聖域視へと移り変わってきた。他方で、絶対的国

家主権から世界的な調和の探求への変遷に気づく。それにもかかわらず、難民救済権実行の機会における受入国の国家主権の尊重は、非常な重要性を保っている。同様に、法治国家から見れば例外的権利である難民救済権は、受け入れ国における市民権概念と、特にそこで維持されており、市民権を享受するために忠誠を誓うことを要求される価値観との関係において定義される。

フランスの憲法上の歴史は、古典的伝統の強い形跡を保持している。一七八九年の人権宣言第二条には、人間の不可侵の自然権として、圧制への抵抗権が記載された。政府が、権利の中で最も神聖かつ義務の中で最も不可欠な（三五条）人民の権利を侵害したときに反乱を引き起こした結果である一七九三年憲法は、「フランス人民は、自由な人民の当然の友であり、支持者である（一一八条）」と断言している。「フランス人民は、自由のために祖国を追放された外国人に難民救済を与え、専制君主に対して引き渡すことを拒否する（一二〇条）」。同様の精神において、一九四六年憲法の前文第四項は、現在でも一連の憲法規範の一部をなしているものだが、われわれの時代にとりわけ必要な原則の中に、「自由の探求行為を理由として迫害されたすべての者は、フランス共和国領内で難民救済権を持つ」ことを維持している。

第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約は、ヨーロッパを細分化して各国の中に含まれる少数国民を増大させ、彼らに対する差別を引き起こし、迫害の機会を増大させた。ロシアのボリシェヴィキ革命やファシズムの発展から生じた紛争は、難民の流出を増大させた。一九三九年、フランスは、その領域内に一〇〇万人以上の（ロシア、イタリア、スペイン、ドイツ）難民を受け入れている。このことは、現在の状況を相対化させる。経験主義がその受け入れを支配している。

三〇〇〇万人以上の移動民の重大性によって正当化された大量の法規定が出現したのは、正に第二次世界大戦後

である。一九五一年七月二八日に署名され（フランスでは一九五四年四月二一日に発効した）、後に難民の資格について定義し、彼らの地位について正確に記した一九六七年一月三一日のニューヨークで署名された議定書によって補足されたジュネーヴ条約は、一九四八年の世界人権宣言と国連憲章の精神の中に位置している。「人種、宗教、国籍、ある種の社会的グループへの帰属、またはその政治的意見に基づいて迫害される恐れを抱き、その国籍を持つ母国外にいて、母国の難民救済に頼ることができないか、あるいはこの恐怖のために母国の難民救済に頼ることを望まない人が難民である」（一―A―二条）。国連の難民高等弁務官は、その他の実際的な任務にも責任を持ちうるのだが、条約の監視人として創設された。

2　難民救済権の根拠

難民救済権の主要なカテゴリーは何であろうか？　今日のフランスにおいて、難民救済権は不均衡な重要性を持つ三つの支柱の上に置かれている。

最初の支柱は、条約上の難民救済である。それは、その基礎に言及したばかりでまたそこに戻るであろうジュネーヴ条約の規定に基づいており、主要な根拠である。

第二の支柱は、憲法上の難民救済である。これは、前に指摘したように、一九四六年憲法の前文から得た示唆を理由とする。長年法的効果がないままできたが、シェンゲンとダブリン合意の後、新たな展開を見せた。一九九八年五月一一日法は、これに効力を与えたが、その適用は非常に稀なままである。

第三の支柱は、難民救済を正当化する他のすべての理由の総体である。それは、現在までとりわけ、一九九八年六月二三日法によって創設されたいわゆる「領土の」難民救済といわれるものであり、それは、特にヨーロッパ人権条約第三条に規定されるような状況、すなわち致命的な危険または非人間的で下劣な取扱をカバーするために役

立つ純粋な王の特権である。それは同様に、ヨーロッパレベルで育まれていて、先週フランス国会で可決された法律が定義を規定する、いわゆる補足的難民救済である。

国連難民高等弁務官は、一九五〇年一二月一四日の国連総会によって授与された地位に基づく任務によって、ある人々に難民救済を与えることもある。

難民の資格は、同様に、家族単位の原則という根拠によっても取得される。ここで言う家族とは、厳格な定義の下で理解される。すなわち、（婚姻や共同生活が難民要求の日以前に開始されたという条件で）配偶者または内縁関係のもの、および未成年の子どもである。この原則は、（後見人などの）特別な場合を除いて、母国にいる扶養家族には適用されない。

最後に、難民救済は、同様に、威圧的な理由及び例外的重大性という概念に基づいて許可されうる。威圧的な理由は、過去の迫害と関係がある。過去の迫害は、難民の地位の認識を正当化した状況が消滅したにもかかわらず、この地位を維持することを許す。その理由は、当初は恐ろしいナチスの被害者への優遇から認められ、次にバスク難民とルワンダ大虐殺の被害者に認められた。われわれは、コソボ戦争の被害者に関して「威圧的な理由」から「例外的重大性」へと移ってきた。しかしながら難民救済権政策は、この理由がジュネーヴ条約の補充的基準にならないように慎重を期している。

難民資格を認められた人への難民救済の効果は、様々である。それは第一に滞在の権利であるが、同時に経済的かつ社会的権利、すなわち労働権、社会保障権、一定水準の居住権等の総体である。難民は、公的自由権という形式での政治的権利、すなわち言論の自由、集会・結社の自由、及び（フランス領地内外の）移動の自由もまた享受する。しかし、外国人である難民は、一定の予備的義務に服する。

(三) 曖昧な認識

1　迫害の性質

迫害の性質を特徴付ける理由はなんであろうか？　迫害の実行者は誰か？　どのようにして、認められた権利の適用範囲を確定するのだろうか？

主要準拠法であるジュネーヴ条約一―A―二条を根拠として外国人に難民資格が認められるためには、まず第一に、（条約自体は迫害のいかなる定義も与えていないのだが）迫害の理由とその性質を特定し、また正確性をもって迫害の実行者を特定し、適用範囲を画定することが肝要である。

ジュネーヴ条約にいう迫害の理由として、下記に列挙された五個の理由が膨大な判例のテーマとなった。

①　国籍に基づく理由は、少数派の国籍保有者の意味において理解される。それはしばしば、少数民族への帰属と混同される。トルコやイラクにおけるクルド人のような、地理的には彼らが生活している国の国籍とは別の国籍を要求する人々について、しばしば質問が発せられる。同様に、アルメニア人とアゼルバイジャン人との結婚のような国際結婚の場合にも、国籍を基準とする請願が存在する。この基準は、ソビエト連邦とユーゴスラビア連邦の崩壊により、膨れ上がった。

②　人種に関係する理由は、現実には、少数民族への帰属を包含する。人種差別は世界的に非難されるが、にもかかわらず、これは、多くの差別と迫害の基礎になっている。しかしながら、少数民族への単なる帰属だけでは不十分で、迫害がはっきりと示され、その個人に対して行われていなければならない。この迫害は、しばしば、モーリタニア黒人の奴隷問題や、バルカン半島の民族浄化政策、マリの性器切除儀式の奨励政策、クメール・ルージュの国民追放等について言及された。

③　宗教に基づいた理由は、状況の具体的解釈に基づいている。宗教的自由の尊重は、宗教的信心の選択の自由とそれに基づいて生きる権利とを前提とする。しかし、ここでも、迫害は単なる制限には存在せず、一定程度の重大性を示す必要がある。例として、イランのチャドルを被ることを拒否した女性、旧ザイールのエホバの証人、カザフスタンやウクライナの少数ユダヤ人、アルジェリアでキリスト教に改宗させられる女性、中国のファラン・ゴン（Falun Gong）教信者等がある。

④　ある社会的集団への帰属を理由とする迫害は、特に定義することが微妙である。社会的集団は、迫害に理由を与える人に固有の共通特性の総体に一致していなければならない。定義の不正確性を理由として、各国はこの基準の使用に慎重である。定義を与えるために最も良い方法は、認められた例を列挙することであろう。たとえば、そのメンバーが反革命的であると見られている中国の中産階級、アルジェリアの性転換者、ある国での同性愛者が問題となる。社会的集団の定義は、アングロサクソン諸国よりフランスの方が厳格で、われわれは一般的に、もし他の基準が存在するならばその基準に訴えることを好む（たとえば、サン・ドマングの売春婦に難民救済が認められたのは、サン・ドマングの売春婦が構成するある社会的集団へ帰属するとして迫害されたのではなく、その民俗的起源を理由として迫害されたからである（二〇〇三年一〇月一七日の難民請願委員会判決）。

⑤　政治的言論を理由とする迫害は、最も一般的な理由である。そもそもそれは、最もしばしば、その他の理由を包含しうる。われわれが基準を特定することを欲しない場合に単に政治的難民救済と呼ぶのも、正にこの理由からである。それは、単に申請者が政治的誓いを引き合いに出す場合のみならず、彼らの活動が母国政府への敵対表明と見られている場合に、認められる。それは、極端に様々な状況を包含する。野党の兵士の活動（イランのトゥデー党の活動）、現地の体制に反対するデモへの参加（トルコのニューロズ（Newroz）のクルド人の祭り）、反逆

的な書物の出版、占領軍（レバノンにおけるシリア人の存在）への抵抗、（スーダンの）女性の権利を主張する活動、失墜した体制（アフガニスタンの共産党）との関係等が問題となる。

迫害（または迫害の恐れ）が認められるためには、一定程度の重大性、すなわち通常の生活の禁止、個人的特質の強制等がなければならない。短期間の拘禁、平凡な身元確認、単なる嫌がらせは、迫害と認められない。逆に、恒常的な警察からの圧力、非常に虐待的で繰り返し行われる嫌がらせは、迫害である。

2　迫害の実行者

難民資格の認定は、迫害の実行者にも依存する。迫害は、母国の政治権力に帰するか、または迫害が個人や集団によって行われる場合、母国の政治権力によって奨励され、または寛大に扱われる必要がある。迫害を現地の権力を支持する集団、警察、民兵、政党が行う場合、国の政治権力によって奨励されているとみなされる。故意の寛大さは、より確定するのが困難である。それは、難民救済の組織的な拒絶や故意の不作為の形を帯びる。権力に対する奔走が無為なものであったことが明らかとなったとき、難民救済の授与が正当化されるものとして認められた。

事実上の権力に対する迫害の恐れは、なお一定の条件の下に難民の地位への権利を開きうる。ある国の領土の一部を反乱軍や外国軍が占領して統治する場合、正式権力の裁判権は非常に減少することが見られる。この事実上の権力がジュネーヴ条約にいう迫害の実行者と見られる。この状況は、旧ユーゴスラビア、レバノン、アフガニスタン、コンゴ民主共和国で見られた。逆に、迫害の恐れが通常の非安全状態を理由に主張される場合は、条約は適用されない。フランス国会で可決されたばかりの法律は、迫害の実行者の概念を定義している。

3　難民の地位の不認定

難民の地位の不認定は、様々な理由から生じる。

まず、申請の却下である。コンセイユ・デタと難民請願委員会の膨大な判例が判決に基準を設ける。いくつかの場合が支持の確認要件欠如のために真の困難を提示するが、他の多くの場合は、明らかな理由で却下される。すなわち、申請が難民救済権の領域に属さない（理由が経済的、社会的、文化的、または共通法に属するもの）、明らかに期限の引き延ばしのために行われるもの、提出書類が矛盾し、表面的で、さらに虚偽のものである。フランスでは、中国人の難民救済申請者の申請の大部分がこのようなものである。

ある種の人々は、ジュネーヴ条約に規定された難民救済から排除される。なぜなら、彼らの犯した行為のために難民救済に値しないと判断されるからであり、三つの行為カテゴリーが認められる。第一に、彼らが平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪を犯したと疑う重大な理由がある場合、次に、受入国外で共通法の重大犯罪を犯した場合、それが政治闘争内で行われたとしてもそうである。最後に、国連の目的や原則に反する行為、とりわけ重大な人権侵害（たとえば、ハイチのデュヴァリエ家）で有罪判決を受けた場合である。

最後に、難民資格は、その人にそれを与えることに寄与した理由が消滅した場合、詐欺によって取得したことが明らかになった場合、母国の体制が変化した場合、その人が象徴的な行為で母国の権力に忠誠を誓った場合に停止する。

難民資格の不認定の結果、却下された人々は、強制退去の対象になりうる。強制退去には保障がある。外国人は、致命的な危険や非人間的または下劣な扱いにさらされる危険がある国へは、送還されない。難民は、上に分析した難民資格の認定基準を理由として命や自由が脅かされている国に追放されたり送り返されたりはしない。通常の状況にある難民の強制退去は、難民自体が公共秩序にとって脅威である場合に、国家または公共秩序の安全を理由とする場合にのみ行われうる。

㈣ 社会の争点（賭け）

難民救済権の根本的な改革（法案＝筆者注）がフランス議会で可決され、いくつかの展望を素描する前に、それを実施する規定と手続を特徴づけ、現象の規模に関する統計的要素を挙げることが適当であろう。

1　難民救済権に関する諸規定と手続き

フランスでは、難民資格を決定する諸規定は、一九五二年七月二五日法によって規定され、一九九八年五月一一日法によって改正され、新法の施行によりさらに改正される予定である。それは、難民資格の認定を外務省の下部に設置された公的行政機関であるフランス難民・無国籍者救済局（OFRRA）および、OFRRAで却下された申請の上訴を審議するコンセイユ・デタに管理された特別行政裁判権である難民請願委員会（CRR）に委ねる。

難民請願委員会（CRR）は、現在のところ約五〇の裁判部から組織される。各裁判部は、裁判長（コンセイユ・デタ委員、行政裁判所や行政控訴院官吏、会計検査院官吏、将来的には司法裁判官）と、OFRRAに任命された陪席判事、国連難民高等弁務官（HCR）を代表する陪席判事で構成される。裁判部の裁判官は、書類の予審を担当する報告者の援助を受ける。手続や受理要件は、行政裁判所の全体で行われているものと類似している。請願は無料で、申請者は一定の条件（特に合法的な入国）の下に裁判所の援助を受けることができ、弁護士の援助も受け、通訳もつけてもらえる。公開法廷では、報告者の報告を聞き、申請者の弁護人が弁護し、裁判部から申請者への質問がある。裁判部は非公開の合議で判決を出す。

2　統計

難民救済権の統計に関しては、領土難民を除いて、現在フランスでは（八〇年代初頭の五〇〇〇件に対して）年間約五万件の請願が記録されている。フランス難民・無国籍者救済局（OFRRA）は、請願者の一二％の救済権を

認め、却下された三万件以上の上訴について難民請願委員会（CRR）は約六％の判決を無効とする（それによって結果的に救済権を認める）。すなわち、全体として約一八％の好意的判決が出る。フランス難民・無国籍者救済局（OFRRA）の官吏の、次いで難民請願委員会（CRR）判事の仕事は、申請者が提出した書類と彼らの母国状況についての知識を基に、とりわけジュネーヴ条約によって進展した基準に照らして迫害の理由や性質を評価し、迫害の主体や彼らが母国に帰った場合の現実的危険性を評価することにある。

難民請願委員会（CRR）は、二〇〇二年には、一九九九年の一万五七〇〇件の二倍にあたる三万一五〇〇件の請願を受理した。この年は、一〇〇〇人以上の申請者を数える一〇の国籍の申請者が全体の八〇％を占めた。この数字は、年によって非常に異なる。二〇〇二年にトルコ人申請者は三六一五人で、二〇〇一年の二四％増に当たる。コンゴ民主共和国人は三三八二人で前年より六九％増、中国人は二三六四人で同二四％減、マリ人は二一六九人で同一六％減、スリランカ人は一八六一人で同三一％増、アルジェリア人は一六七七人で同一六％増、モーリタニア人は一六四九人で同一三％増、ハイチ人は一六二四人で同三二％減、コンゴ人は一三七三人で同一九四％増、ユーゴスラビア人は一〇三〇人で九％減である。二〇〇二年に難民請願委員会（CRR）によって出された無効判決の全割合は九・四％だったが、国によってかなり異なっている。たとえば、マリ人や中国人については〇・三％、コンゴ人については一五％、スリランカ人については二三％というように。ほんの一部の難民請願委員会（CRR）の判決が、コンセイユ・デタに付託される。コンセイユ・デタは、二〇〇二年に七九二件について判断したが、そのうち一一件のみが予備的認可を受けたものの、結局三件のみが破棄され、難民請願委員会（CRR）に差し戻された。難民請願委員会（CRR）へ上訴される事件数は、とりわけ領土難民救済に関する難民請願委員会（CRR）及びフランス難民・無国籍者救済局（OFRRA）への移送を理由として、増加している。二〇〇二年に法的保護を

認められた申請は七四四〇件に上り、弁護士の援助を享受した事件の割合は、二〇〇一年の三一％から二〇〇二年の四四％へと推移している。

3　将来の展望

最後に、難民救済権の発展に関する展望を問いかけることが適当であろう。

例外的権利としての難民救済権の性質、認定方法、社会的、政治的現実は、社会の大きな争点である。外国人に難民救済権を認めたり拒否することは、重大かつ強い政治的内容を持つ行為である。この資格を正当化しえた人に難民救済を拒否することは、秘密の不安定な生活に彼を追いやれば最良で、最悪の場合、迫害やおそらく拷問、死への強制退去に追いやることになる。ふさわしくない人への難民救済の許可は、受入国に対する危険や、関係諸国のレベルだけでなく国際法準則のレベルにおいても正義の否定につながる。しかしながら、無責任な世間知らずさと悪魔的な外国人嫌いという極端な解決を避けることはむしろ容易で、難民救済窓口に現れるほとんどのケースは、よりしばしば多大な曖昧さを示している。オデッセイアと法律との出会いは、大きな危険を伴うのである。

しかし、決定し、不可欠な慎重さを持って、放浪の民、しばしば弱者には冷酷で権力者には甘い世界の土地で地獄の苦しみを味わう人々にチャンスを与える内心の確信を形成しなければならない。現段階で人間組織の現実的な世界的・国際的難民救済制度が存在しないため、難民救済権によって認められる難民救済が効果的であるためには、国家主権が存在する必要がある、というのも、できるかぎり正常な市民生活の再構築が、難民資格認定の主要な結末であるからである。

まだ採択されていない統合ヨーロッパの新綱領を先取りして、フランス政府は、フランスへの外国人入国と滞在及び難民救済権に関する新法を制定することを試みた。五つの新法のテーマが、特に重要である。

① 「安全な母国」のリストの作成である。自由原則、民主主義、法治国家、人権や根本的自由の原則を尊重する国は、「安全な母国」とみなされ、この国の国籍保持者の申請は、早々に却下されることとなろう。

② 迫害実行者の概念が国家権力を超えて、国家や領土の実質的部分を支配する政党や組織、国家権力や国際的権力が難民救済を与えられないか与えたくない場合に、国家以外の実行者に拡大される。おそらく、外国人の介入や内戦のような複雑な状況において、現実的な解決方法をもたらす望ましい手段がここに見出されるであろう。

③ 国内難民救済の概念が導入される。彼の国のある地方では迫害の危険がなく、母国による難民救済が受けられると評価された場合、フランスでの難民救済を拒否する。この概念は、前述の事実上の権力者の概念とリンクしている。

④ ジュネーヴ条約、自由への闘争者や、難民高等弁務官により認められたもの以外の理由に対応する「補充的（二次的）難民救済」が定義される。それは、おおよそ今日の領土難民救済に一致する。「補充的（二次的）難民救済」は、一年間認められ、更新可能である。

⑤ 新法は、難民請願委員会委員長や部会長が、その性質上合議を必要としないケースについては、決定によって申請の可否を判断することができると規定した。

難民資格の認定規定に関する多くの方法が、改革を伴う。今後、フランス難民・無国籍者救済局（OFRRA）は、補充的な領土難民救済を含む難民救済申請の総体を予審する。OFRRAの委員長は、局運営の総括部長を兼ねる。難民救済申請の理由を付された却下は、内務大臣に速やかに伝達される。

今日の難民救済権の付与は、活発なグローバリゼーションと文明の危機という背景の中での連邦国家の相対化、

階級概念の変化、社会学的大変動、風習の変遷、メシア信仰という大思想の崩壊等に関係した、社会の大問題となっている。ここには、難民救済権、（受入国と母国の）国家主権、市民権、社会契約に支配される共同主権との間の緊密な関係が存在する。市民権と難民救済権によって同時に発せられる問いに答えることは、おそらく今日の政治の最も正当な手段である。

（1）　Anicet LE PORS, « L'ASILE POLITIQUE, ENTRE L'HUMANITAIRE ET LE DROIT».

（2）　Anicet LE PORS, « La citoyennete», Que sais-je? No 665, 1999.

（3）　Osaka University Law Review No. 51（二〇〇四年二月）、七七頁以下。